

堺市監査委員公表第33号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月4日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	令和4年4月1日～令和5年1月31日	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>第5 包括外部監査における指摘事項及び意見（全体的）</p> <p>1 補助金について</p> <p>ア 【意見1：補助金の額・率等が不明確な要綱について】（51ページ）</p> <p>外郭団体への補助金の一部については、市の要綱上、外郭団体の事業に要する幅広い経費を、市長が予算で定める額を基準額として、支給される補助金であるとされ、補助の上限額や補助率等の設定がないものがあったが、これは堺市補助金交付規則が要綱において補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。補助金については、要綱上、補助金の額・補助率についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。</p> <p>イ 【意見2：補助率が2分の1を超える補助金について】（51ページ）</p> <p>市財政課が作成している補助金見直しガイドライン（令和2年10月）では補助率は原則として2分の1以内とする、2分の1を超える補助率を設定する場合は理由を明確にすることとされるが、外郭団体に支出した補助金の中には、補助率（対象となる事業費に対する補助金の比率）が2分の1を超えているが、その理由を明確に示す書類がないものがあった。理由を示す書類を作成して補助金見直しガイドラインを遵守の上、市民への説明責任を果たす必要がある。</p>	<p>今回指摘を受けた外郭団体を所管する関係課に対し、補助金の額等について、不明確な箇所等がないか、あらためて点検を行い、基本的な考え方を可能な限り明記した補助金交付要綱への改正を行うよう通知を行いました。</p> <p>補助金の額・補助率について、補助金要綱にどのように記載すべきか財政課等関連部署と協議を行います。</p> <p>補助金見直しガイドラインに沿い、補助率が2分の1を超える補助金を策定する場合には、補助金策定時（改正時）に、2分の1を超える補助率を設定する理由を起案書等で明記するよう通知を行いました。</p> <p>補助金見直しガイドラインを踏まえ、交付決定の決裁稟議に補助</p>	<p>財政局 財政部 財政課</p> <p>文化観光局 観光部 観光推進課 スポーツ部 スポーツ推進課 文化国際部 文化課</p> <p>産業振興局 産業戦略部 地域産業課</p> <p>財政局 財政部 財政課</p> <p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>

<p>2 財産使用について</p> <p>ア 【指摘1：減免の根拠について】（53ページ）</p> <p>堺市が外郭団体に対して、使用料を減額、免除して普通財産を貸し付けているものの中には、減免の起案文書上、減免の根拠としては、「堺市財産の交換、贈与及び無償貸付け等に関する条例」第4条第1項に該当することのみが記載されているものがあった。同規定は抽象的な内容である以上、起案文書においては、条文の番号だけでなく、具体的な当ても記載されるべきである。</p>	<p>率が2分の1を超える理由を記載しました。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、貸付等の起案文書として添付する「決裁確認シート」について、減免規定に該当する具体的な理由等を記載する欄を新設し、令和5年3月以降、減免を行う場合はその記載を必須としました。</p> <p>上記事務の変更以後は、起案文書において減免規定に該当する具体的な理由等の記載漏れがないよう、全庁掲示板で周知を行うとともに、合議時に都度確認及び指導を行っています。</p> <p>御指摘を受け、令和5年4月1日契約締結の土地貸付の起案文書中に「当該団体は、本市の地域福祉の推進を図ることを目的とする公共的団体であり、当該団体が設置、運営する堺市総合福祉会館は、市内のボランティア活動や市民活動の拠点など、地域福祉の推進に大きく寄与しており、当該建物の設置にあたり、市の土地を使用することについては、当該条例及び基準の減免基準に適合するため。」を記載しました。</p> <p>御指摘を受け、令和5年4月1日契約締結の普通財産貸付の起案文書中に「当該団体は、本市の休日及び夜間の医療の確保等、地域救急医療体制を確立することを目的とする公共的団体であり、貸付物件は休日及び夜間の診療業務という公</p>	<p>スポーツ部 スポーツ推進課 文化国際部 文化課</p> <p>産業振興局 産業戦略部 地域産業課</p> <p>財政局 財政部 財産活用課</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>健康福祉局 健康部 健康医療政策課</p>
---	---	--

<p>3 委託契約について</p> <p>ア 【意見3：随意契約の理由について】（53ページ）</p> <p>堺市と外郭団体との随意契約は、一般の事業者と同様の方式により、堺市ウェブサイトで一覧で公表されているが、随意契約の理由については、自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかのみ記載されている。</p> <p>該当する具体的な事実が分からなければ、市民において、随意契約により契約したことの適切さや業者選定の適切さを理解することは困難であり、また外郭団体との随意契約の場合は、市民に対してその理由を説明する必要性は大きい。市と外郭団体との随意契約を含め、市の随意契約については、各号に該当する具体的事実を含めたものを公表すべきである。</p> <p>4 外郭団体の運営について</p> <p>ア 【意見4：経営計画について】（54ページ）</p> <p>毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されておらず、監査実施時点ではその具体的な予定もない外郭団体があった。外郭団体自身の自主的自立的な運営という観点で、いわゆるPDCAサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、長期的な視点に立ち、中期経営計画を主体的に策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを整備すべきである。</p>	<p>益事業と業務実施に必要な事務所としての使用に供することから、堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項に基づき減額し、貸付料の減額率については、当該団体において当該事業にかかる診療収入があるため」を記載しました。</p> <p>御意見を踏まえ、令和5年8月から「随意契約理由」を記載し、市ホームページに公表します。</p> <p>令和5年度中に、中期経営計画を策定することとします。</p> <p>堺市が令和3年3月に策定した「外郭団体の見直しに向けた取組方針」に記載の外郭団体の活動領域の見直しや事業の担い手の最適化の方向性に基づき、市と協議の上、事業運営をしていきます。</p> <p>堺市が令和3年3月に策定した「外郭団体の見直しに向けた取組方針」に基づき事業運営を行っていることから、引き続き、当協会に求められる役割や中期的課題を市と協議の上、進捗管理をしていき</p>	<p>財政局 契約部 調達課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p> <p>堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>堺市学校給食協会</p>
--	---	---

<p>5 外郭団体の指導調整全般（市政集中改革室の事務を含む）について</p> <p>(2) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見5：外郭団体についての情報公開】 （56ページ）</p> <p>外郭団体の事業全体の状況や主要な事業、市の関与等の状況を一覧性のある方式で情報公開されることを検討されたい。また、その際は、市有財産の使用料等の減免も補助としての実質を有する以上、減免された使用料等の額も併せて公表することが望ましい。</p> <p>イ 【意見6：取組方針の達成状況の公表について】（57ページ）</p> <p>堺市においては、「外郭団体の見直しに向けた取組方針」の達成状況について、方針として決定した部分や、具体的な取組を開始した部分など、公表に支障がない部分については、公表することが望ましい。</p> <p>ウ 【意見7：外郭団体におけるシステム監査の実施その他情報セキュリティの向上について】（58ページ）</p> <p>多くの外郭団体では、情報システムに関する規程上、必要に応じてシステム監査を行う事が規定されているが、実際には、多くの団体（堺市救急医療事業団、さかい新事業創造センター、堺市産業振興センター、堺市教育スポーツ振興事業団、堺市学校給食協会。）においてシステム監査を実施したことがなく、その準備も整っていない。所管課が適切に指導調整を行うことができるよう、市政集中改革室等の部局でも必要な支援を実施されたい。</p>	<p>ます。</p> <p>市ホームページ内に「外郭団体に関する情報」ページを新設し、各団体の事業報告書及び決算書等の書類を公表するほか、各団体に対する補助金、負担金、委託料等の支出額や、使用料の減免額、役職員数等を示した市の関与状況一覧表を作成の上、令和5年1月末に公表しました。</p> <p>「外郭団体の見直しに向けた取組方針」に掲げる取組項目（43項目）について、令和5年3月下旬に令和4年度末時点の進捗状況に関する照会を実施し、照会結果に基づきヒアリングを行った上で、令和3・4年度の2か年における取組実績を、令和5年6月末に公表しました。</p> <p>外郭団体が保有するシステムの規模・内容等の把握を目的とした調査を令和5年4月に実施し、調査結果に基づいたヒアリングを5月から6月にかけて実施しました。</p> <p>令和5年7月現在、行政経営課とICTイノベーション推進室が助言を行いながら、外郭団体及び関係部局において監査対象とするシステム、実施手法等の検討を進めているところです。</p> <p>今後、外部専門機関による監査（外部監査）をはじめとする情報セキュリティ向上に向けた仕組み</p>	<p>総務局 行政部 行政経営課</p> <p>総務局 行政部 行政経営課</p> <p>総務局 行政部 行政経営課</p>
---	--	--

<p>第6 包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）</p> <p>1 （公財）堺市文化振興財団</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見8：堺市立文化館の指定管理の今後について】（70ページ）</p> <p>堺市立文化館は、指定管理者の指定について、条例により、「業務の遂行に関する実績及び文化館の特性等を勘案し、本市が出資する法人のうちから適当と認めるものを指定するものとする。」とされ、非公募で堺市文化振興財団が指定管理を担う形が続いている。</p> <p>長期目線で美術品の管理を継続する必要があることは公募を行わない理由とならず、美術品の管理を行うにふさわしい団体がどうかという点は公募時の審査対象とすれば解決しうること、「収集」業務がないといったことに照らせば、中長期的な方向性としては、この制限を撤廃して公募化を行うべきである。</p> <p>イ 【意見9：フェニーチェ堺におけるエグゼクティブ・プロデューサーとの契約について】（72ページ）</p> <p>団体は、大規模公演の誘致に必要な企画等の業務を担うためにエグゼクティブ・プロデューサーを依頼することとし、1期目の指定管理期間の7年6か月間という長期間、委託料を定額とする契約を締結している。その結果、期間の経過に伴い、必要な助言の量や内容に変化があっても、契約期間の途中での変更が困難になっている。</p> <p>今後、同種の契約を締結する際は、より短い契約期間とし、その都度、依頼する業務の範囲、実績、成果などを考慮して、価格交渉を行うという方法があり得ると思われる。次期契約に当たっては、この点を留意の上、契約手法に係る見直しをされたい。</p> <p>ウ 【意見10：フェニーチェ堺の駐車場につい</p>	<p>を構築し、令和5年度内に実施されるよう、行政経営課及びICTイノベーション推進室が所管局・外郭団体に対して必要な指導を行います。</p> <p>令和5年第1回市議会に公募を原則とする条例改正案を提出し、議決されたため、次期指定管理者の選定（令和6年4月～令和11年3月）については公募により実施します。</p> <p>一定の実績やノウハウの蓄積も進んだため、今後は職員が担うことのできない専門的な分野等を踏まえ、必要な業務量に相応しい契約形態を検討します。</p>	<p>文化観光局 文化国際部 文化課</p> <p>堺市文化振興財団</p>
--	---	--

<p>て】 (74ページ)</p> <p>現在、フェニーチェ堺の駐車場では、30分200円（上限なし）の利用料金が導入されている。大きなイベントなどがある日においては当該駐車場が満車となる日がある一方で、特にイベントがない日などはあまり利用がない現状に照らし、たとえば、1日あたりの上限料金の導入や、料金を日にちによっても変える制度の導入も考えられる。指定管理者として、より適正な利用料金制度を導入することが望ましい。</p> <p>エ 【意見11：堺市文化振興財団事業補助金の在り方の見直しについて】 (75ページ)</p> <p>堺市文化振興財団事業補助金は、競争性がなく、補助金の総額は1億円以上であり、かつ、補助金交付額も事業費のうちチケット収入等の収入で賄えない部分の全額を補助する形で事業費のほぼ全て（100%）が補助されている状況にあるが、このような現在の形式は、より効果的（魅力的）なイベントを、より経済的・効率的な方法で行い得るかもしれない担い手を探すという方向にはなり難い。</p> <p>他の地方公共団体の公募型プロポーザル等の方法の採用例等も参考にしながら、可能性のある事業については積極的に外部委託を行われたい。</p> <p>オ 【意見12：堺市文化振興財団事業補助金と市派遣職員の人件費との関係】 (78ページ)</p> <p>補助金の収支決算書では、市の補助金を原資として市派遣職員の人件費を支出できないという法律上の制約を前提に、特定の事業のチケット収入で市派遣職員の人件費を賄うという形とするために、チケット収入を、その事業の収入とせず、派遣職員の人件費を計上する収支区分の収入としている。そのため、個別の事業の収入の額が実際と異なる金額で報告されていることとなる。</p> <p>収支予算書・収支決算書においては、事業ごとのチケット収入の実際の収入額を記載すべきであり、派遣職員人件費等の補助対象外経費で各事業の収入により賄わざるを得ない部分については、充当関係が明確になるように様式を改めるべきである。</p>	<p>駐車場稼働率向上とフェニーチェ堺利用者の利便性向上の観点から、上限料金制や利用者割引制度など、駐車場料金のあり方について今後検討していきます。</p> <p>現在、民間団体等へのヒアリングを実施しています。文化芸術の振興において市及び堺市文化振興財団が担うべき役割を再度整理した上で、当該ヒアリングの内容を踏まえ、外部委託を含めた適切な実施方法を検討します。</p> <p>令和4年度の実績報告から、事業ごとのチケット収入を記載した上で、充当関係が明確になるよう様式を改めます。</p>	<p>堺市文化振興財団</p> <p>文化観光局 文化国際部 文化課</p> <p>文化観光局 文化国際部 文化課</p>
---	--	---

<p>カ 【意見13：堺市文化振興財団事業補助金の収支報告の在り方】（81ページ）</p> <p>堺市文化振興財団事業補助金の収支予算書や収支決算書には、指定管理者業務と補助事業とで共通するシステム、ホームページの費用について、按分して指定管理料から支出する場合に、「負担金収入」という言葉が登場するが、その意味の具体的な記載はない。</p> <p>費用を按分する場合、具体的な理由や按分比率の計算根拠を記載した形の収支予算書・収支決算書に変更することが望ましい。また収入（公の施設の指定管理料や、公の施設の利用料金収入）の具体的な名称等も明記する様式に改めることが望ましい。</p> <p>キ 【意見14：財団の今後について（財務面からの意見）】（83ページ）</p> <p>堺市文化振興財団は、公募による指定管理業務に多数応募し、結果として多数の施設で当選している。システム等の基盤や情報誌・チラシの共通利用といった利点がある一方、外郭団体としての経営資源を、ある程度、選択と集中を行うという考え方もあり、これにより、副次的効果として、民間の参入の余地が増えるともいえる。</p> <p>外郭団体としての堺市文化振興財団の経営判断によるが、文化振興財団がこういった形で指定管理者の公募に取り組むのかをなるべく早くオープンにしておくことにより、他の事業者の応募の促進につながるという。</p>	<p>令和4年度の実績報告から、費用を按分する場合には、費用の按分比率等を明確にし、収入の具体的な名称等を明記するよう様式を改めました。</p> <p>指定管理者の募集に関して、財団のみならず、他の民間事業者にも、より魅力を感じてもらえるよう施設のPRや、民間事業者の参加意欲が高まるような募集要項の作成等を実施します。</p> <p>令和5年度中に策定予定の経営計画を検討する中で、地域文化会館の指定管理への参画の在り方等について検討します。</p>	<p>文化観光局 文化国際部 文化課</p> <p>文化観光局 文化国際部 文化課</p> <p>堺市文化振興財団</p>
<p>2 （社福）堺市社会福祉事業団</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見15：支払ってきた指定管理料が、実際に指定管理業務に要した経費より高額であり、堺市社会福祉事業団の内部に多額の現金・預貯金の蓄積を生じていた点について】（92ページ）</p> <p>「堺市立こどもリハビリテーションセンター」の指定管理料の額については、翌年度の年度当初（4月1日）に在籍する予定の職員が翌年度の1年間従事し続けることを前提として積算されるが、実際にはそのとおりにゆくものではなく、結果として、実際に指定管理業務に要する「人件費」は当初見込額を下回ることになり、そこに指定管理者の利益が生</p>	<p>適正な積算に努めることで、指定管理者に過大な剰余金が発生しないようにします。</p> <p>また、よりの確な指定管理料の積算方法を検討します。</p>	<p>健康福祉局 障害福祉部 障害支援課</p>

<p> じることになる。 このような方式で指定管理料を決定する方法を採ることには問題があるといえる。 平成30年度の監査においても、指定管理料を精緻かつ的確に算定するよう求められていたとのことであるが、合理的な指定管理料の積算方法については、さらに、具体的かつ的確な検討を進める必要があると思料される。 なお、一つの方法として「精算」を行う方式を取り入れることも検討に値すると思料されることであるので、この点付言する。 </p> <p> イ 【意見16：設備整備積立金について】（95ページ） </p> <p> 使用予定のない設備整備積立金が長年積立金として計上されている。返還や取崩し等の処理を検討されたい。他の積立金についても必要性を再検討し整理されたい。 </p> <p> ウ 【意見17：堺市社会福祉事業団で利用されている各種ID・パスワードに関する規定整備について】（96ページ） </p> <p> 堺市社会福祉事業団の内部で用いられているシステムのIDとパスワードの発行は、各システムの担当者等の範囲に制限して発行されているが、具体的な規定が整備されていなかった。 規定を整備し、利用する職員に対しIDを付与する範囲や、人事異動・退職時のID・パスワードの管理などについて、明確にし、各種システムに関する内部リスクに関する対策を強化しておくべきである。 </p> <p> エ 【意見18：入札を行う場合と、行わない場合の基準について】（97ページ） </p> <p> 堺市社会福祉事業団では、規程上、予定価格が1,000万円を超えない契約は、随意契約によることができるが、決裁権限を持つ者が判断して入札を行っている例もある。 現在、堺市社会福祉事業団が手掛けているのが、全て指定管理者としての管理運営業務であり、コストカットの要請が強いことに鑑 </p>	<p> 設備整備積立金については、施設所管課からの指示を踏まえ、令和5年度中に取り崩しの予定です。 法人運営積立金については、令和4年度末に基本金に組み入れません。 経営安定化積立金については、引き続き不測の事態への備えとして保有してまいります。 </p> <p> 令和4年12月12日に情報セキュリティ実施手順を改正しました。 </p> <p> 令和5年2月20日開催の理事会において入札の利用に関する方針を定めました。 </p>	<p>堺市社会福祉事業団</p> <p>堺市社会福祉事業団</p> <p>堺市社会福祉事業団</p>
---	--	--

<p>みると、予定価格が1,000万円未満の場合における入札についての長期的な方針を整理しておくことが望ましい。</p> <p>オ 【意見19：釣銭の管理について】（98ページ）</p> <p>「第2つぼみ園」の小口現金の一部を「つぼみ診療所」の釣銭として使用しており、小口現金出納簿の残高と実際の現金有高が異なる状況で管理されている。実態に合わせた適切な現金管理が必要である。</p> <p>カ 【意見20：現金出納簿における現金取扱員の押印について】（99ページ）</p> <p>日々の業務終了時に現金有高を確認し、その証跡として残すべき現金出納簿への現金取扱員による押印が、始業時に押されていた。業務の形骸化を防ぐため、適切な業務フローの確認が必要である。</p> <p>3 （公財）堺市救急医療事業団</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見21：補助金交付申請額の誤りについて】（106ページ）</p> <p>令和3年度の補助金の交付申請において、固定資産取得支出にかかる特定資産取崩収入を計上していないため、過大な運営補助金の概算払いが発生していた。極力、補助金の概算払い支出を抑えるために、補助金申請段階で特定資産の取崩収入を計上することが望ましい。</p> <p>イ 【指摘2：電子カルテの監査の未実施について】（106ページ）</p> <p>「診療録及び診療諸記録の電子保存に関する運用管理規程」第25条に基づく、電子カルテの監査が実施されていなかった。今後、堺市所管課と連携を図りながら、電子カルテの監査を適切に実施されたい。</p> <p>ウ 【指摘3：堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の算定に関する基本的な考え方について】（107ページ）</p>	<p>令和4年12月9日付けで小口現金とは別に釣銭資金を設けました。</p> <p>マニュアルの作成及び指導を行うとともに、令和5年1月19日に管理職及び事務担当者対象の研修会を実施しました。</p> <p>令和5年度から補助金を申請する際には、特定資産取崩収入を計上し申請します。</p> <p>規程の見直しにより実態に即した監査のあり方を検討し、電子カルテの監査を適切に実施します。</p>	<p>堺市社会福祉事業団</p> <p>堺市社会福祉事業団</p> <p>堺市救急医療事業団</p> <p>堺市救急医療事業団</p>
---	---	---

<p>堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）は、「事業団が実施する救急医療確保対策事業及び事業団の管理運営事業に要する経費」につき、「別に市長が予算で定める額」を基準額として支給される補助金であるとされるが、このような包括的な事項のみを規定することは、堺市補助金交付規則が補助金の額について定めるべきとした趣旨に沿うものではない。要綱において、補助金の額についての基本的な考え方を可能な限り明記するようにすべきである。</p> <p>エ 【指摘4：堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の額の根拠について】（107ページ）</p>	<p>堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）における補助金の額の基本的な考え方は、対象事業に要する経費に当該事業に充てる収入を差し引いた額（不足額）です。当該基本的な考え方を明記するよう関係課と協議し、令和5年度中に要綱を見直します。</p>	<p>健康福祉局 健康部 健康医療政策課</p>
<p>堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の交付の起案文書のみからは、いかなる根拠に基づき当該金額が算出されているのかや、増額の際にいかなる事実によってどれくらいの金額の補助金の額が変更になるのかを容易に読み取ることができなかつた。運営補助金申請書及び起案文書において、運営補助金の金額の算出過程を容易に読み取ることができるようにするべきである。</p>	<p>堺市救急医療対策事業運営費補助金（事業団管理運営事業）の交付に係る起案文書を作成する際は、申請内容を起案文書の中で交付決定額の算出過程として対象事業に要する経費（支出予定額）及び当該事業に充てる収入予定額、その差引額（不足額）を簡潔に記載します。また、交付決定額の増減があった場合も前回交付決定時の算出過程と変更後の算出過程を簡潔に記載します。</p>	<p>健康福祉局 健康部 健康医療政策課 堺市救急医療事業団</p>
<p>オ 【指摘5：事業団が使用する土地建物の貸付料の減額貸付の起案文書における理由の記載について】（108ページ）</p> <p>堺市泉北急病診療センター及び堺市こども急病診療センターの土地建物は、堺市が団体に対し、普通財産の貸付けを行っているものであるが、その起案文書において、貸付料の減額の理由については、「堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項の規定に基づき減額（50%減額）」すると記載がある。しかし、同条例は抽象的な内容である以上、起案文書においては、条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。</p>	<p>御指摘を受け、令和5年4月1日契約締結の普通財産貸付の起案文書中に「当該団体は、本市の休日及び夜間の医療の確保等、地域救急医療体制を確立することを目的とする公共的団体であり、貸付物件は休日及び夜間の診療業務という公益事業と業務実施に必要な事務所としての使用に供することから、堺市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例第4条第1項に基づき減額し、貸付料の減額率については、当該団体において当該事業にかかる診療収入があるため」を記載しました。</p>	<p>健康福祉局 健康部 健康医療政策課</p>

<p>カ 【指摘6：小児後送ベッド確保対策について】（109ページ）</p> <p>後送患者受入れのための必要な応需体制を取ることを団体が病院に求め、ベッド確保の実績に応じて団体が病院に費用を支払う小児後送ベッド確保対策事業について、契約書が作成されていないが、権利義務関係を明確にするためにも、団体と病院との間で契約書が作成されるべきである。</p> <p>4 （株）さかい新事業創造センター</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見22：さかい新事業創造センターに対する委託事業の成果指標について】（116ページ）</p> <p>堺市からさかい新事業創造センターに対して委託されている「さかいスタートアップアクセラレーション業務」について、活動指標・成果指標の策定をされたい。</p> <p>イ 【指摘7：情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について】（117ページ）</p> <p>情報セキュリティに関し、システム監査がなされていない。近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きいことに鑑みると、団体に対してシステム監査の実施を求め、市はそのための支援を行うことを検討されたい。</p> <p>ウ 【指摘8：資金計画の作成について】（117ページ）</p> <p>資金計画に該当する資料が作成されていないため、これを作成されたい。</p> <p>エ 【意見23：中期経営に関するモニタリング実施について】（119ページ）</p> <p>現在、中期経営計画が策定されているが、年度ごとの進捗状況確認とフォローアップを実施する仕組みは特に存在しない。そうしたものを構築し、次年度事業計画や次期中期経</p>	<p>令和5年4月1日付けで各病院と「堺市病診療センター小児科後送患者受け入れに関する協定書」を締結しました。</p> <p>令和5年度の業務委託契約の仕様書に下記の目標を記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S-Cube 卒業企業の市内定着率 90%以上 ・年間平均入居者数 47者以上（入居率概ね80%以上） <p>堺市の監査対象判断基準に則り、監査手法を外部監査とするか、または内部監査とするかについて検討しています。</p> <p>令和5年度4月分より作成しました。</p> <p>現在、次期中期経営計画を策定中であり、この中でフォローアップの仕組みを検討しています。</p>	<p>堺市救急医療事業団</p> <p>産業振興局 産業戦略部 イノベーション 投資促進室</p> <p>産業振興局 産業戦略部 イノベーション 投資促進室</p> <p>さかい新事業創造センター</p> <p>さかい新事業創造センター</p> <p>さかい新事業創造センター</p>
--	---	--

<p>営計画策定の際の参考とすべきである。</p> <p>オ【意見24:小口現金残高の適正化について】 (119ページ)</p> <p>経理規程では、小口現金の上限額までは規定されておれず、おおむね、15万円程度の残高が維持されている。しかしながら、小口現金の出納状況に鑑み、小口現金残高を必要最低限とすることが望ましい。</p> <p>5 (公財) 堺市産業振興センター</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア【指摘9:情報セキュリティ規程に基づくシステム監査について】 (127ページ)</p> <p>堺市産業振興センターにおいては、情報セキュリティに関し、自己点検及びシステム監査のいずれもなされていなかった。近年電子情報の重要性が増大し、それに伴って情報漏洩事故が発生した場合の被害・影響は非常に大きいことに鑑みると、団体に対してシステム監査の実施を求め、市はその支援を行うことを検討されたい。</p> <p>イ【指摘10:補助金見直しガイドラインの遵守について】 (128ページ)</p> <p>市が堺市産業振興センターに交付している補助金(堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金)の補助率は66%と2分の1を超えている。現在、「補助金見直しガイドライン」によれば補助率は「原則として2分の1以内とする」とされていることから、現状を維持する場合、理由の明確化が必要である。</p> <p>ウ【意見25:市が実施する団体へのモニタリングの実施方法検討について】 (129ページ)</p> <p>現在、市は団体への実地調査を行っているが、マニュアルがないことから担当者の経験や主観に依存した調査となっている。外郭団体の実地調査に関するマニュアルやチェックシート、過年度指摘事項等のフォローアップシート等を作成して実地調査を運用することで、確認すべき論点やフォローアップすべき事項を網羅的に調査することができ、効率的</p>	<p>小口現金の出納状況を踏まえ、令和4年10月から概ね10万円程度を必要最低限の小口現金として設定しました。</p> <p>令和5年度中に市と団体双方が協議を行い、外部委託によるシステム監査の実施に向けて検討を行います。</p> <p>補助金見直しガイドラインを踏まえ、交付決定の決裁稟議に補助率が2分の1を超える理由を記載しました。</p> <p>令和5年度から実地調査のポイントを整理したチェックシートの作成や、毎年の指摘事項等を記録し、実地調査を行います。</p>	<p>さかい新事業創造センター</p> <p>産業振興局 産業戦略部 地域産業課</p> <p>堺市産業振興センター</p> <p>産業振興局 産業戦略部 地域産業課</p> <p>産業振興局 産業戦略部 地域産業課</p>
--	--	--

<p>かつ効果的な指導が可能になると考えられる。実効性を高める方法を検討されたい。</p> <p>エ 【意見26:郵送業務の効率化について】(129ページ)</p> <p>各種案内や請求書の郵送に当たり、外郭団体内部で料金後納郵便を採用している課としていない課があった。可能な限り料金後納郵便を採用することが望ましい。</p> <p>オ 【意見27:小口現金残高の適正化について】(130ページ)</p> <p>産業振興センターの総務課では、おおむね、15万円程度の小口現金残高を有しているが、必ずしも必要額であるとは言えず、有価物保管に伴い発生する紛失や盗難のリスクを無用に大きくし、また、事務負担の増加も招いている。小口現金と釣銭準備金を分けて管理し、上限額を規定したり、両者の必要額を明確にする等の改善が必要である。</p> <p>カ 【意見28:貸会場利用率の向上について】(131ページ)</p> <p>産業振興センターでは、イベントホール、大小会議室、セミナー室、コンベンションホール、小ホールを一般に貸し出して、使用料収入を得ている。稼働率の低い時間帯については直前申込みの割引を検討するなど、稼働率を向上させ、年間使用料収入を増大させることを検討されたい。</p> <p>6 (公財) 堺市公園協会</p> <p>ア 【指摘11:役員報酬の決定手続について】(144ページ)</p> <p>財団法人においては、理事の報酬については、定款に定めがない場合、評議員会の決議によって定めるが、堺市公園協会については、評議員会において理事の報酬について決議した事実が確認できなかった。役員報酬については、法の原則にのっとり、評議員会の決議に基づき定めるべきである。</p> <p>オ 【意見29:愛護会支援事業の委託範囲について】(150ページ)</p>	<p>令和5年2月からすべての課で料金後納郵便を活用しています。</p> <p>小口現金の出納状況を踏まえ、令和5年度から概ね10万円程度を必要最低限の小口現金として設定しました。</p> <p>直前申込みの割引を含め民間や他市の同様施設の運営を調査する等により、稼働率向上及び使用料収入の増大に資する手法を検討します。</p> <p>令和4年12月19日に評議員会を開催し、理事の報酬について決議しました。</p>	<p>堺市産業振興センター</p> <p>堺市産業振興センター</p> <p>堺市産業振興センター</p> <p>堺市公園協会</p>
---	--	---

<p>市が堺市公園協会に委託する公園愛護会支援事業の業務には、泉北地区の公園の広場の利用抽選業務が含まれているが、実際の抽選や通知等は堺市シルバー人材センターに再委託されている。</p> <p>抽選業務は、利用についての公園愛護団体からの問合せ対応の観点で公園愛護会支援事業とともに委託されているが、抽選業務そのものを委託すべき理由としては不十分と思われる。市が堺市シルバー人材センター等に直接委託するほうが効率的と思われるため、方法を検討されたい。</p>	<p>抽選業務を行う上で、公園使用許可等の状況を確認する必要があり、市が抽選業務を行うことが効率的であると判断しました。現在、堺市公園協会から市へ事務を引き継ぐための調整を行っています。</p>	<p>建設局 公園緑地部 公園監理課</p>
<p>カ 【意見30：愛護会支援事業による堺市公園協会の財産取得について】（150ページ）</p> <p>公園愛護会支援事業の委託料は精算を要するとされているところ、備品購入費については支出が許容される一方、財産取得のための支出は許容されない。一方、令和3年度の公園愛護会支援事業に関して、愛護会管理のためのソフトウェアの改修費用に委託料を充て、また、公園愛護団体に貸し出すため堺市公園協会が所有する清掃器具等について、備品購入費として支出している。</p> <p>愛護会支援業務にとって重要な、財産的価値のある備品・ソフトウェアについては、事業・委託の終了時・変更時の処理等について、堺市公園協会と契約上その取扱いについて取り決めることが望ましい。</p>	<p>財産価値のある備品やソフトウェア（以下「備品等」という。）について洗い出しを行い、堺市公園協会と協議の上、取り決め（備品等の引渡し、業務着手時に貸与、業務完了時に返却）を定めました。</p> <p>その取り決めに則り、令和4年度末に備品等の引渡しを受けました。</p>	<p>建設局 公園緑地部 公園監理課</p>
<p>キ 【指摘12：荒山公園駐車場の管理の法的根拠について】（151ページ）</p> <p>荒山公園には、花見による来園者の増加時期（2月から4月）に限り堺市公園協会が管理を行う駐車場が存在し、令和3年度については、堺市公園協会が設置管理の許可を受けず、契約にもよらず市が堺市公園協会に管理を依頼することで堺市公園協会による駐車場管理及び使用料の徴収が行われていた。</p> <p>法的根拠なしに利用料金・使用料を徴収しているという疑義が残り、契約等がないため管理について問題が生じた場合のリスク分担等が明確になっていないという問題もあるため、条例や許可等の手続を漏らすことなく法的根拠を明確にすべきである。</p>	<p>本来、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、駐車場の管理許可を行うべき事案でした。</p> <p>今後は、適正に許可手続を実施します。</p> <p>令和4年度につきましては、令和5年2月10日から令和5年4月9日までの公園施設管理許可を令和5年1月16日付けで受けました。</p>	<p>建設局 公園緑地部 公園監理課</p> <p>堺市公園協会</p>
<p>ク 【意見31：荒山公園駐車場の管理委託につ</p>		

<p>いて】 (152ページ)</p> <p>荒山公園の駐車場の管理について、管理に必要な業務を堺市公園協会が事業者へ委託する際、まず2月から3月末日までを契約期間とする契約を締結し、その後、4月1日付で、4月1日以降の契約を再度締結している。</p> <p>しかし、債務負担を予算上定めるといった方法により、最初の委託契約時点で、4月分についてもまとめて契約締結できるように、会計規程を整備するほうが、効率的と思われるため、検討されたい。</p> <p>7 (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見32: 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団補助金の補助対象人件費について】 (167ページ)</p> <p>事業団は、補助金を申請するに当たり、人件費合計額を補助金対象と対象外(スポーツ関係団体への振り分け分)に按分しているが、その根拠については明確なものがなかった。また、所管課としても、直接人件費及び間接人件費の内訳、人件費の按分根拠について事業団に確認できていない。</p> <p>所管課は、補助対象事業の人件費の適正性を検証できるよう人件費の内訳(直接人件費、間接人件費、按分根拠等)について事業団に説明を求め、その妥当性を判断した上で、補助金交付額を決定すべきである。</p> <p>イ 【意見33: 金岡公園体育館における現金等の管理について】 (172ページ)</p> <p>現状、全ての職員が現金にアクセスできる機会があり、現金や金庫、金庫の鍵の盗難・紛失のリスクがある。金庫の開扉と収納、鍵の管理はなるべく役職者等一部の者に限定するなど、より盗難・紛失のリスクの低い管理方法を採用することが望ましい。受付業務の必要から、どうしても役職者以外の者が金庫の開扉や収納を行わざるを得ない日があるのであれば、役職者の次に責任を負うものの順位を一定のルールで定めておき、それをシフト表に明示するなどして現金管理の責任の所在を明確にすべきである。</p>	<p>公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第27条第2項第3号を適用し、年度をまたぐ長期継続契約を令和5年2月3日付けで警備業務契約を締結しました。履行期間については、令和5年2月6日から令和5年4月4日までとしました。</p> <p>スポーツ関係団体間における人件費の按分根拠の適正性については、勤務実績等の資料で確認します。</p> <p>また、直接人件費と間接人件費の配賦割合については事業団と協議中です。</p> <p>御意見を受け、指定管理者に対し、金庫の鍵の管理方法を定めるなど、適切な金庫等の取扱いになるよう指導しました。</p> <p>金庫等の開閉と収納、鍵の管理については、原則役職者が行うこととし、役職者が不在のときに、管理を行う者をあらかじめ決めました。</p>	<p>堺市公園協会</p> <p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ推進課</p> <p>堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ推進課</p> <p>堺市教育スポーツ振興事業団</p>
--	--	---

<p>ウ 【意見34：金岡公園体育館における公用車の駐車場利用券の管理について】（174ページ）</p> <p>公用車の駐車場利用のため、定期券の不具合により、一時的に駐車場利用券（サービス券）の交付を行っているが、現在、利用数の記録・確認が行われていない。利用数が確認できる管理簿等を作成し、適正に管理すべきである。</p> <p>8 （公社）堺観光コンベンション協会</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【指摘13：茶室管理業務の再委託について】（184ページ）</p> <p>堺市は、堺観光コンベンション協会に堺市茶室管理業務を委託しており、委託業務のうち茶室周辺の庭園等の清掃について、再委託がされている。委託契約上再委託には発注者（堺市）の同意を得た上で、書面で届け出る必要があるが、これらがされていなかったため、承認手続を徹底されたい。なお、令和4年度については、監査実施中に、再委託についての承認申請が行われ、是正がされた。</p> <p>イ 【意見35：経営計画について】（185ページ）</p> <p>平成30年度までは計画を策定していたが、堺市の「観光戦略」が新たに策定されたことを理由に、現在、協会では、毎年度の事業計画以外に、中期経営計画は策定されていない。PDCAサイクルを確立して安定的・持続的な法人運営に資するために、堺市の観光戦略も踏まえつつ、団体も自らの長期的な視点を持ち、中期経営計画を主体的に策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>ウ 【意見36：補助事業の内容変更・中止の手続について】（186ページ）</p> <p>補助事業の内容・経費配分の変更、補助事業の中止・廃止は、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ市長の承認を受けることとされているが、新型コロナウイルスの影響による堺</p>	<p>御意見を受け、指定管理者へ管理簿等を作成し、適切に管理するよう指導しました。</p> <p>駐車場利用券（サービス券）の不具合が解消されるまで管理簿を作成し、利用数を記録・確認し適正に管理しています。</p> <p>御指摘後、堺観光コンベンション協会に一部再委託届出書の提出を指示し、必要な手続を行いました。</p> <p>御意見を受け、中期経営計画を策定することとしました。</p> <p>御意見を受け、イベントの中止や大幅な変更を行う際には、書面に記録・保存することとしました。</p>	<p>文化観光局 スポーツ部 スポーツ推進課</p> <p>堺市教育スポーツ振興事業団</p> <p>文化観光局 博物館 学芸課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p> <p>堺観光コンベンション協会</p> <p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>
--	--	---

<p>まつり等の中止は、補助金の総額（全事業分の総額）に対して、20%以上の費用の増減が生じるものでないため、軽微な変更とされ、書面による申請・承認や起案の保存等はなかった。中止や内容変更について明確な審査がされなくなり、変更等の承認手続により補助金の公益性を担保することが不十分になる、過去の意思決定プロセスを確認することができないという問題も生じる。今後は、イベントの中止・変更については、要綱を踏まえた手続やその過程の文書・記録化をされたい。</p>		<p>堺観光コンベンション協会</p>
<p>エ 【意見37：補助金の支給範囲・割合について】（187ページ）</p> <p>堺観光コンベンション協会に対する補助金は、前年度の予算策定段階で、事業のうち補助から除外される経費以外の全額（本部経費の配賦を含む）を基礎に、自身の収入により賄うことのできない部分が補助され、令和3年度の事業費支出の約84%が補助されている。要綱上も特に補助率に関する規定はない。</p> <p>個別の事業によっては、委託等への切替えや、補助率の設定が不可能ではないため、補助事業で例年実施している事業や、市自身の観光行政上必要な事業については、委託への切替え等を検討されたい。また、補助率の設定等が可能かを検討されたい。</p>	<p>令和5年度の予算要求に際し、市と協会の役割分担を見直し、市は観光施策の企画等を、協会は事業者・市民とともに観光で地域を活性化する実動部隊との位置付けとしました。</p> <p>上記役割分担を基本として、補助事業で実施している事業等で、委託等への切り替えが可能な事業があるのかを検討しましたが、堺市より同協会が主体となることで高い効果が得られており、委託への切り替えが適切な事業はありませんでした。</p> <p>今後、新たに協会で業務を実施する際は、堺市から委託することが適切かを判断します。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>
<p>オ 【意見38：補助金を原資とする負担金拠出の在り方について】（189ページ）</p> <p>堺観光コンベンション協会への補助金からは、堺観光コンベンション協会等が構成員となる実行委員会・組織委員会が主催するイベントへの負担金が拠出されているところ、その中には堺市等がその費用の大部分を負担するものが含まれていた。</p> <p>このような取扱いは不要な事務の増加につながる、イベントに対する公金支出の総額が見えにくくなるといった問題がある。市が負担金を拠出する観光に関連するイベントについては、負担金を市に一本化することを原則とされたい。</p>	<p>御意見を受け、堺観光コンベンション協会と情報共有を行いました。</p> <p>堺市観光部及び堺観光コンベンション協会の双方が負担金を支出している実行委員会は現状ありませんが、今後実行委員会等を設置する際は、負担金を一本化します。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p>

<p>カ 【意見39:補助金の検査の在り方について】 (191ページ)</p> <p>堺観光コンベンション協会に対する補助金について、市は、毎年度末の補助金の実施報告時と、それとは別に、費目ごとなどに、補助金に関する決算報告の内容が正確か否かについての実地検査を実施しているものの、それらの検査内容及び結果については、証跡が残されてない。実施結果を明らかにするため証跡を残しておく必要がある。</p>	<p>御意見を受け、堺観光コンベンション協会と情報共有を行い、令和4年度決算より、検査結果を残すこととしました。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>
<p>キ 【意見40:堺大魚夜市のオンライン開催について】 (193ページ)</p> <p>堺観光コンベンション協会は、堺市からの補助金を原資として、堺大魚夜市実行委員会に対する負担金を支出して、令和3年度については、これが実行委員会の収入の大部分を占めていた。令和3年度の堺大魚夜市については、新型コロナウイルスの感染拡大によりオンライン配信とされたが、金銭支出に見合う観光振興の効果があったとは言い難い。オンライン開催は、あえて費用を支出して行うべきではなく、仮に開催するにせよ、より費用の小さい方法によるべきである。堺観光コンベンション協会の負担金も、開催方法に応じて縮小すべきである。</p>	<p>御意見を受け、堺大魚夜市実行委員会と協議を行いました。 費用対効果の検証及び開催手法について、今年中に堺市及び堺観光コンベンション協会によるモニタリングを実施し、来年度以降の堺大魚夜市の開催内容に反映します。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p>
<p>ク 【指摘14:堺大魚夜市への補助金・負担金の精算について】 (194ページ)</p> <p>令和3年度の、堺大魚夜市実行委員会には218万1665円の繰越金がある。堺大魚夜市実行委員会に対する堺観光コンベンション協会の負担金は、堺市の補助金を原資とするものである。観光振興に用いられなかった繰越金については、精算の対象とすべきものである。 年度末には、実行委員会の残余金について、堺観光コンベンション協会の負担割合に応じて精算を行い、堺市からの補助金の精算もこれを基礎とすべきである。</p>	<p>御意見を受け、堺大魚夜市実行委員会と協議を行いました。 令和5年度に開催した堺大魚夜市実行委員会において、規約を改正しており、今後、残余金の返還について毎年度精算を行うこととします。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p>
<p>ケ 【意見41:堺大魚夜市への補助金・負担金の在り方について】 (195ページ)</p> <p>「堺大魚夜市」の実行委員会へは、堺市の補助金を原資として堺観光コンベンション協会から負担金が拠出されているところ、市が直接補助金を拠出する方が、実行委員会に対する市のモニタリングや、負担金の効果の検</p>	<p>御意見を受け、堺大魚夜市実行委員会及び堺観光コンベンション協会と協議を行いました。 協議の結果、堺大魚夜市の負担金については、規約上、実行委員会</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p>

<p>証といった点では適切と思われる。堺市が自ら補助金を拠出する形とすることを検討すべきである。</p>	<p>の構成団体から拠出することとなっていることに加え、堺大魚夜市の運営には観光コンベンション協会のネットワークやノウハウ等が必要不可欠であることから、引き続き同協会が実行委員会の構成員として負担金を支出することが効果的と考えます。</p>	
<p>コ 【意見42：堺まつりに関する自主財源の確保について】（196ページ）</p> <p>堺まつりは、堺観光コンベンション協会が主催するイベントであるところ、補助金、協賛金、寄附金の割合につき具体的な目標を設定したうえで企業・市民からの協賛金・寄附金を積極的に集めるといった補助金への依存軽減についての具体的な取組がされているとはなお言い難い。協賛金の獲得について、数値目標の設定や、増加に向けた具体的戦略を検討すべきである。</p>	<p>御意見を受け、今年度内に新規の協賛企業候補一覧を作成し、数値目標を策定します。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p>
<p>サ 【意見43：観光案内所における現金収入の管理について】（198ページ）</p> <p>堺観光コンベンション協会は、補助事業の一つである観光案内所の運営について委託し、その中で利用者から利用料を収受するレンタサイクル事業、手荷物預かり事業を実施している。団体は、委託先から、申込書と徴収した現金を受け取り、現金入金額が申込書と一致しているかを確認しているが、連番のある領収書の控えと一致しているかまで確認していない。現金入金額の根拠である領収書控えとの一致の確認もしくは連番チェックを実施する必要がある。</p>	<p>御意見を受け、堺観光コンベンション協会と情報共有を行い、対応を協議しました。現金入金額・申込書・領収書の控えの一致を確認することとしました。</p>	<p>文化観光局 観光部 観光推進課</p> <p>堺観光コンベンション協会</p>
<p>シ 【指摘15：団体における契約手続について】（199ページ）</p> <p>団体の規程・細則では、予定価格に応じて見積業者数が規定されているところ、契約金額上3社以上の見積もりが必要な契約について2社からの見積書しか取得されておらず、また、同契約を含む見積書の取得に関する起案上は、予定価格や予算配分額等の記載がないものが複数件見られた。</p> <p>規程上予定価格自体は定める必要があり、また見積業者数を誤らないために、見積書の取得等に当たり、予定価格又は予算配分額を</p>	<p>御指摘を受け、堺観光コンベンション協会内で共有を行いました。契約規定等の順守及び予算配分額の記載について徹底します。</p>	<p>堺観光コンベンション協会</p>

<p>書面上明確にされたい。</p> <p>9 (社福) 堺市社会福祉協議会</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【指摘16: 堺市総合福祉会館管理運営補助金等の基本的な考え方について】 (208ページ)</p> <p>堺市総合福祉会館管理運営補助金について、補助対象経費は、補助対象事業に係る諸経費及び当該事業の実施に要する事務局の person 費とされているが、実際には事務局の person 費が補助の対象となっていない以上、要綱から削除されるべきである。</p> <p>また、特定天井の改修工事補助金の額について要綱において「別に市長が予算で定める額」を交付するという包括的な事項のみを規定しているが、改修工事補助金の金額は国からの社会資本整備総合交付金の限度となるはずである。改修工事補助金は令和2年度に限り交付されたものであり、当該要綱自体の効力が失われているとしても、今後新たに補助金を交付される際には、かかる指摘の趣旨を踏まえ要綱の制定には十分に留意されたい。</p> <p>イ 【意見44: 堺市総合福祉会館改修工事に係る補助金の今後の在り方について】 (210ページ)</p> <p>会館補助金には中長期保全計画に基づく工事関連経費が含まれているが、工事関連経費に係る補助は、特定の活動、事業に対する補助であり、用途が限定されるものであり、また会館補助金に含めた場合、減価償却費と期間対応せず、適切な期間損益計算が行えないという問題もあるため、用途が限定されていない会館補助金に含めるのではなく、事業補助金(施設整備補助金)として交付すべきである。</p> <p>ウ 【意見45: 業務委託契約の履行確認について】 (211ページ)</p> <p>堺市が堺市社会福祉協議会に委託している業務委託契約について、履行の状況や指導の内容について記載した委託業務成績表の成績表を確認したところ、確認したもののほぼ全てにおいて、問題なく履行されていることを</p>	<p>御指摘を受け、令和5年4月1日付けで、堺市総合福祉会館管理運営補助金要綱を改正し、補助対象経費から person 費の項目を削除しました。</p> <p>特定天井の改修補助金の額についての御指摘については、今後、国からの交付金を充当するなどの補助金要綱を新たに制定する際は、国の交付金の額を限度額と規定するなど、制定の際に注意するように令和5年1月27日に課内に周知しました。</p> <p>御意見を参考にしつつ、施設整備補助金を新たに創設すべきかどうかについて、引き続き、検討します。</p> <p>確認した履行状況については、成績表に記載するなど確認した記録を残し、文書として記録するように改善しました。</p>	<p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p> <p>健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p>
--	---	---

<p>意味する「A」などとの記載がなされていた。業務委託の履行状況の確認を随時確認しているのであれば、成績表に記載するかどうかはともかくとして、履行状況を確認した具体的な結果を一元的に書面にまとめるなどして記録に残しておくべきである。</p> <p>エ 【指摘17：福祉会館用地の無償貸付けについて】（212ページ）</p> <p>福祉会館用地については、堺市財産の交換譲渡及び無償貸付けなどに関する条例第4条第1項により無償貸付けが行われている。その起案文書には同条例の条文番号のみが記載されていた。同条は抽象的な内容であり、いかなる点で同条に該当するのかについて、起案文書において具体的なあてはめの記載が必要であるが記載がない。条文の番号のみならず、具体的なあてはめも記載されるべきである。</p> <p>オ 【意見46：福祉会館における貸室の稼働状況について】（212ページ）</p> <p>堺市社会福祉協議会は福祉会館の会議室等の貸室を行っているが、その賃貸料収益は、新型コロナウイルス感染症による影響があるとはいえ、福祉会館全体のランニングコストに基づく受益者負担額を大きく下回っている状況にある。また、コロナ禍以前の賃貸料も、福祉会館全体のランニングコストに基づく受益者負担額を下回っている。</p> <p>できる限り本件貸室の稼働状況を改善し、収益の確保に向けた検討がなされるべきである。なお、取組としては、団体の活動に必ずしも関心を有していない民間事業者をも対象とした提案型の広報を行うことや、柔軟な使用時間の設定、民間事業者の使用について別個の料金体系を構築する、1時間単位の使用の場合は割高な使用料とするなどの方法もあり得るので検討されたい。</p> <p>カ 【意見47：福祉会館における貸室の使用料の返還について】（216ページ）</p> <p>福祉会館における貸室の使用料について、堺市総合福祉会館管理運営規程・堺市総合福祉会館管理運営施行細則の定めている内容と比べ、実際には還付が緩やかに行われているきらいがある。貸室の収益の確保という観点も踏まえ、運用の適正化が図られるべきであ</p>	<p>御指摘を受け、令和5年4月1日契約締結の土地貸付の起案文書中に具体的な「当てはめ文」を記載しました。</p> <p>令和5年3月23日から施設予約システムを導入し、市民への広報及び情報アクセス性の向上を図りました。</p> <p>今後も引き続き、ご意見を参考にしつつ、市民サービスの維持向上に努め、収益の確保に向けた取組を検討します。</p> <p>御意見を受け、貸室の収益の確保の観点から、また、運用実態に即した形となるよう、令和5年4月1日付けで、堺市総合福祉会館管理運営規程に還付条件を明記し、堺市総合福祉会館管理運営施行細則の</p>	<p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市社会福祉協議会</p>
--	--	---

<p>る。</p> <p>キ 【指摘18:個人情報取扱事務目録について】 (217ページ)</p> <p>団体の「個人情報保護規程」に定められていた「個人情報取扱事務目録」が作成されていなかったため、それを作成するか、その他適切な措置を講じるべきである。</p> <p>10 (公社) 堺市シルバー人材センター</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見48:補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて】 (228ページ)</p> <p>堺市シルバー人材センター運営補助金について、補助対象経費に含まれる消費税相当額の堺市シルバー人材センターへの還付があり、二重の利益が発生している。補助金交付要綱に補助対象経費に含まれる消費税相当額に関する取扱いを定め、補助対象経費に含まれる消費税相当額の返還の要否についての検討を行うべきである。</p> <p>イ 【意見49:補助対象経費の範囲について】 (228ページ)</p> <p>堺市シルバー人材センター運営補助金について、同趣旨の国の補助金と補助対象経費の範囲が異なっている。同じ趣旨の補助金である以上、堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経費の範囲を国の補助金に整合させることを検討されたい。</p> <p>ウ 【指摘19:堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象について】 (229ページ)</p> <p>堺市シルバー人材センター運営補助金の対象は、「補助対象事業に係る諸経費及び当該事業の運営に関する事務局の人件費」とされ</p>	<p>公共団体の免除規定を削除するなど、所要の改正を行いました。</p> <p>令和5年2月に、「個人情報事務目録」を作成しました。</p> <p>御意見のとおり、堺市シルバー人材センターが消費税確定申告時に仕入控除している消費税額には、堺市シルバー人材センター運営補助金の対象経費である事務局の人件費(通勤手当)及び事務所の賃借料に係る消費税が含まれていたため、令和5年4月1日付けで「堺市シルバー人材センター補助金交付要綱(昭和56年10月15日)」を改正し、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとししました。</p> <p>御意見を受け、堺市シルバー人材センター運営補助金の補助対象経費の範囲を国の補助金に整合させることを検討しましたが、同センターの安定的な運営に支障をきたすため、整合させることは困難であると考えます。</p> <p>御指摘のとおり、堺市シルバー人材センターからの補助金交付申請時における補助対象経費は、事</p>	<p>堺市社会福祉協議会</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p>
---	--	---

<p>ている一方、その実質は団体の事務所の貸付料及び人件費に限られている。補助の対象が事務所の貸付料と事務局の人件費に限られることを明記するべきである。</p> <p>エ 【意見50：堺市の所管課による堺市シルバー人材センターへの指導監督体制について】（229ページ）</p> <p>所管課である長寿支援課が団体に対して行っている指導監督のうち、運営補助金の審査について、運営補助金は人件費について補助の対象となっているところ、適正な額の補助金の交付という観点から、所管課は団体に対し、適正な要員で行われているかなどについての管理監督を強化するほか、人件費などについて、団体と協議を行った際に、その内容を残しておくべきであると考えます。</p> <p>また、個人情報漏洩などの事案が団体で発生した場合の指導や、堺市の対応が必要な団体の業務に関するクレームが生じた場合に必要に応じて団体から連絡を受けるといった従前の取組のほかにも、所管課と団体との間で課題となる事案を共有したり、所管課が団体に対して文書による改善点の指導を求め、これに対して団体が文書で回答したりするなど、所管課の積極的な監督が行われるべきである。</p> <p>オ 【意見51：堺市シルバー人材センターの運営について】（230ページ）</p> <p>堺市財政危機脱出プラン（案）では、団体における自発的・安定的な収益の確保などが求められている一方、中期経営計画の対象である会員数、契約件数、契約金額とも減少傾向にあり、計画値と大幅な乖離が発生している。また、経常収益は一貫して減少しているうえ、令和元年度及び令和3年度においては収支が赤字となっている。</p> <p>受託事業の収益の向上に向けた取組の検討がなされるべきである。団体の内部環境と外部環境を踏まえ、会員数を増やしつつ、強みである地域密着を活かしてこれまでの剪定や除草などの業務をより多く担っていくことや、単価が比較的高い分野への進出といったことなどに関する取組を進めながら、収益改善に向けた取組が行われるべきである。</p>	<p>事務局の人件費及び事務所の賃借料のみ計上されていますが、令和5年度の補助金交付申請時から、実態に合った申請をさせるように改めます。</p> <p>御意見を受け、令和4年12月から、職員の配置や規定の変更等、シルバー人材センターの運営に係る事案については、当該事案の大小にかかわらず、協議依頼書を提出させるよう改めました。</p> <p>また、シルバー人材センターにおいて運営上に課題等があった場合は、危機事象等が発生した場合に限らず、今後必要に応じて文書による積極的な監督を行います。</p> <p>受託事業の収益向上に向けた取組としては、会員拡大を核に据えて次のことを検討しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引のない民間企業に対して、新たな受注先として働きかけるだけでなく、会員確保のため、当該企業の定年退職者を対象とした出張入会説明会の開催を提案するなど、新たなアプローチを行う。 ・女性会員の割合が30%台に留まっていることから、女性の視点に立った就業先を開拓することで女性会員の拡大に繋げる。 	<p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市シルバー人材センター</p>
--	---	--

<p>カ 【意見52：会員の処遇について】（234ページ）</p> <p>堺市シルバー人材センター会員の就業に伴う配分金については、令和元年度ないし令和3年度における会員への配分金の額は最低賃金を下回っている。また配分金のほか、交通費が別途支給されることはない。</p> <p>既存の会員の就労意欲を低下させるおそれがあり、また60歳代の新たな会員の確保が困難になるため、最低賃金を下回らない配分金の額とすることや交通費を別途支給することについて、料金体系の改定も含め、検討がなされるべきである。</p>	<p>配分金の最低基準額については、令和4年9月に開催した理事会において、令和5年4月から1,023円に改定することとなったため、大阪府最低賃金を下回ることはなくなりました。また、交通費の取扱いについては、今後、慎重に検討します。</p>	<p>堺市シルバー人材センター</p>
<p>キ 【指摘20：情報セキュリティについて-1】（235ページ）</p> <p>情報セキュリティについて、規程では情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順を策定しなければならないとされているが、実施手順は策定がなされていなかった。実施手順を策定するか、規定に合理性がないのであれば規定の見直しをすべきである。</p>	<p>御指摘を受け、実施手順書については、令和5年3月に策定しました。</p>	<p>堺市シルバー人材センター</p>
<p>ク 【意見53：情報セキュリティについて-2】（236ページ）</p> <p>団体の情報セキュリティに関し、各種システムにログインするためのIDやパスワードの管理については、情報システム、情報セキュリティに関する事務を総括する総括電算管理者たる事業課長のみが権限が付与されており、最高情報統括責任者（理事長）や最高情報セキュリティ責任者（事務局長）には付与されていない。その職責を踏まえると、管理権限が付与されるべきである。</p>	<p>令和5年度に電算システムを更新するタイミングに合わせて、最高情報統括責任者（理事長）及び最高情報セキュリティ責任者（事務局長）に管理権限を付与します。</p>	<p>堺市シルバー人材センター</p>
<p>11 （公財）堺市就労支援協会</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 各種受託業務について</p> <p>【意見54：随意契約により協会を契約相手方とする多数の契約の範囲の限定について】（251ページ）</p> <p>「性質随契」による契約相手方の選定については、十分に合理的な根拠と説明責任を果たすことが求められる。</p>	<p>訓練業務は、清掃業務など、年間を通じて反復的・定量的に履行する業務は、継続的に実施できる</p>	<p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課</p>

<p>今後も多数の清掃・除草・警備業務委託契約につき、随意契約（性質随契）により契約相手方を堺市就労支援協会とするのであれば、①就労困難者の支援として清掃・除草・警備業務の委託という方法によることが相当であるか、効果がどの程度となっているのか（その後の一般就労に結びついているのか、それとも単に一時的な雇用の確保をしているだけなのか）、②実際の業務従事者の就労困難の程度（職業紹介や職業訓練では不十分な方がどの程度なのか）などを踏まえ、就労困難者の支援という観点から必要かつ相当な範囲（委託契約の総量も含めて）にとどめるべきである。</p> <p>【意見55：「受託業務従事者訓練計画書」等の書式の改訂について】（253ページ）</p> <p>堺市就労支援協会が堺市から受託している清掃・除草業務委託契約は、「障害者、ひとり親家庭の母親、生活保護受給者などの就労困難者の就労支援をする」という政策目的を実現するために、契約の場面を活用したものであり、堺市は、これらの契約につき、上記政策目的の実現度の高い者として、堺市就労支援協会と「随意契約」を締結しているものであると解される。</p> <p>これらの各受託契約の付带的政策（就労困難者の就労支援）の実効性を確保するため、団体及び堺市は、少なくとも「受託業務従事者訓練計画書」等の書式を改訂し、当該政策目的の実現が実効的に図られていることを可能な限り客観的に確認できるようにするべきである。</p> <p>【意見56：仕様書の記載の明確化について】（255ページ）</p> <p>本件各受託業務従事者の訓練期間は、仕様書により、最長3年とされている。ところが、本件各受託業務に令和3年度に従事した74名の従業者のうち13名は、4年目、5年目となる従業者であった。</p> <p>この点、堺市就労支援協会によれば、警備業務についてのみ、大阪府公安委員会の指摘を踏まえて訓練期間の上限を3年から5年へ見直しているとのことであるが、訓練期間は、契約内容として重要な項目となるから、契約所管課は、警備業務について訓練期間の上限を3年から5年へ見直すとの判断をするのであ</p>	<p>業務として効果が高いと考えられるため引き続き受託します。</p> <p>除草業務等は、単発的かつ一時的に履行時期が集中する傾向があるほか、一部の業務においては、訓練生の安全や指導体制の確保などへの十分な対応が困難であるため順次整理します。</p> <p>協会へ個人情報に配慮しながら、「受託業務従事者訓練計画書」をより客観的に課題の内容や程度を記載するよう指導しており、協会にて記載方法の改善を図っています。</p> <p>また、就職困難者の就労支援の実効性を確保し、またその実行性が可能な限り客観的に確認できるよう協会と協議の上、「受託業務従事者訓練計画書」の書式を改訂します。</p> <p>本件委託業務について、業務内容を精査した結果、令和5年度から対象となる業務の位置づけをより実態に即し、警備業務から巡視業務に変更したため、従来の最長3年の仕様書で対応します。</p> <p>今後、新たに警備業務を委託する際は、訓練期間を5年に修正した特記仕様書を使用します。</p>	<p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課 堺市就労支援協会</p> <p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課</p>
--	--	--

<p>れば、特記仕様書の訓練期間の上限の記載も明確に修正すべきである。</p> <p>イ 堺市立共同浴場管理運営事業について</p> <p>【意見57：堺市立共同浴場の収支改善策について】（260ページ）</p> <p>本施設の維持管理費については、毎年約6000万円の維持管理費のうちの約2000万円を利用者が負担し、その余の約4000万円を、これを利用していない市民らが負担している状況にある。</p> <p>また、老朽化した本施設の維持管理費用は、今後は一層高額となるおそれが大きい。</p> <p>収支を改善するために、まずは、本施設の所管課と指定管理者である堺市就労支援協会において、維持管理コストの一層の削減に取り組むべきであり、コストに占める割合の大きい人件費（約50%）と水道光熱費（約29%）を削減する必要がある。</p> <p>人件費の削減、営業時間の短縮、利用料金の値上げなどの実施を具体的に検討すべきである。</p> <p>【意見58：堺市立共同浴場の廃止を含めた在り方について】（261ページ）</p> <p>本施設は、建設から既に50年以上が経過しており、施設点検などにおいても経年劣化による不具合が多々指摘されている状況にある。</p> <p>また、本施設は、毎年約4000万円の市費を投じてようやく維持管理を行うことができている状況であり、その累積額も大きい。加えて、竣工後60年となる2031年頃には、本施設の建替えが必要となり、その費用は、約3億</p>	<p>今後、維持管理コストの改善に向け、利用時間帯の分布なども踏まえながら、営業時間の短縮について、検討を行います。</p> <p>利用料金については、今後、大阪府内の類似施設の状況の調査を行い、検討を行います。</p> <p>建物設備の経年劣化は見られるものの、日常的な点検や清掃、定期的な点検、小修繕や補修により早期に大規模修繕が必要となる事態を未然に防ぎ、長寿命化できるよう引き続き努力してまいります。</p> <p>最も支出の多い人件費については、運営に支障を及ぼさない必要最小限の人員を配置しつつも、接遇の向上、顧客が安全に安心して利用できる快適な施設づくりを目指し、更なるサービスの向上に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>水道光熱費については従業員一同、常に省エネを心掛けているところです。また、最も影響のあるガス代の高騰を少しでも抑えるため需給契約内容の見直しを行い、施設に適した契約内容に変更しました。</p> <p>令和5年12月で築52年となる共同浴場について、施設の老朽化の状況を踏まえ、今後のあり方について、検討します。</p>	<p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p> <p>堺市就労支援協会</p> <p>健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課</p>
---	--	---

<p>4000万円に上ることが見込まれる。本施設は、生活風呂として利用者が限られる施設であり、これらの費用を、利用をしない市民の負担で賄い続けることは困難である。そのため本施設については、廃止も含めた、在り方の検討をするべきである。</p> <p>ただ、本施設を廃止する場合、高齢の、自宅に風呂のない、徒歩で本施設まで通う方等への支援ないし配慮の要否、その内容も併せ検討し、これを実行するためには、一定の時間が必要であると思われる。</p> <p>速やかに、具体的に、本施設の廃止も含めた在り方の検討を行うべきである。</p> <p>12 (公財) 堺市学校給食協会</p> <p>(7) 指摘事項等</p> <p>ア 【意見59：堺市学校給食運營業務委託契約の予定価格の積算について】 (268ページ)</p> <p>堺市学校給食協会から提出を受けた見積書の積算内容と最終的な決算実績との比較検証は行われていない。直近3か年の決算実績と比較したところ、見積書金額及び予定価格はともに連続して実績を上回っていた。</p> <p>市は、他者との見積比較が困難であるなら、より一層注意して積算内容の妥当性を判断する必要がある。予定価格の積算内容については、事後的であっても決算実績を基に再検証し、次年度以降、より実態に合った予定価格が設定できるよう留意されたい。</p> <p>イ 【意見60：堺市学校給食運營業務委託契約の予定価格の積算について】 (272ページ)</p> <p>堺市学校給食運営委託業務の「仕様書」に含まれる食育推進事業に関する記載は、市が受託者へ要請する事項(目的、対象者や人数、開催回数等)について概括的な記載にとどまっている。そのため、協会の見積価格の妥当性を判断できず、適正な予定価格を積算することができない。また、契約の履行確認の段階で、見積書作成の前提となっていた親子料理教室等の事業が中止されても金額の減額をすべきなのかが不明である。</p> <p>市は、仕様書にて受託者へ要請する事項を明確にした上で予定価格を決め、事業内容が</p>	<p>令和5年度以降の予定価格の積算にあたっては、団体から聴取した見積書の積算内容と最終的な決算実績との比較検証を行い、業務実態に合った予定価格を設定します。</p> <p>令和5年度以降の「仕様書」に含まれる食育推進事業に関する記載について、業務内容を具体的(目的、対象者、人数、開催回数等)に明記します。</p> <p>また、仕様書にて団体へ要請する業務内容を明確にし、業務の履行確認において仕様書の内容と業務実績を比較できるようにします。</p>	<p>教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課</p> <p>教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課</p>
---	--	---

<p>変更されたり中止されたりした場合の事業内容の変更の可否や委託金の精算・返還等の可否が明瞭となるようにすべきである。</p> <p>ウ 【意見61：配送業者の選定（競争性向上）について】（276ページ）</p> <p>給食物資の各学校への配送業務を委託するに当たって実施されている指名競争入札については、長年にわたって同一業者（2者）のみが入札に参加し、その2者が委託先となる状況が続いている。不参加であった業者に対して不参加の理由を調査し、参加の障壁となる事情があれば改善すべきである。また、市外業者にも案内をしたり、1契約当たりの契約配送車両台数についても検討するなど、参加業者拡大の試みを検討されたい。</p>	<p>入札参加者を拡大する方法を検討するため、入札不参加意向の業者にその理由を調査し、参加への障壁となっている事情把握に努めました。</p> <p>また、一般競争入札の手法を検討します。</p>	<p>教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課</p> <p>学校給食協会</p>
--	---	---